

# 3-4 外国人

- ✓ 「留学」の在留資格でアルバイトをするときは、どうしたらいいですか？
- ✓ 外国人に日本の労働法規や労働・社会保険は適用されますか？
- ○ 出入国在留管理局で「資格外活動許可」を受けることが必要です。
- ○ 日本で働く全ての外国人労働者に、労働基準法などの労働法規や労災保険が適用されます。雇用保険や社会保険も、被保険者となる要件を備えている場合は加入します。

## 就労可能な在留資格

- 特別永住者を除き、在留カードを持っていない場合は原則として就労できません。在留カード表面に「就労制限の有無」が記載されています。
- 在留カードに「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」「指定書により指定された就労活動のみ可」と記載されている場合は、法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書で就労可能な内容を確認します。
- 「就労不可」の記載がある場合でも、裏面の資格外活動許可欄に許可と記載されている場合は、許可された内容で働くことができます。例えば「留学」や「家族滞在」の在留資格の方でも、資格外活動許可を取得している場合は、同許可の範囲内で就労できます。(上限時間は原則として1週間で28時間です。)
- 在留期間を超えて働くことはできません。
- 平成31年4月から在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されました。深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

## 外国人労働者の労働条件等

- 労働基準法、最低賃金法等の労働法規、労災保険  
雇用形態、契約期間などに関係なく、適用されます。
- 雇用保険  
就労できる在留資格があり、被保険者となる要件を備えている外国人労働者は、全て加入することになります。
- 健康保険・厚生年金保険  
適用事業所で常時雇用される外国人労働者は必ず加入することになります。  
なお、6ヶ月以上厚生年金保険の保険料を納めた外国人労働者は、帰国後2年以内に請求した場合、脱退一時金を受給できます。

## 不法就労

■ 不法就労とは次のことをいいます。

- ①密入国・オーバーステイなどの不法滞在者が働くこと
- ②出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くこと
- ③出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くこと

■ 不法就労者は、原則として本国に強制退去させられ、さらに裁判で有罪が確定したときは懲役や罰金が課せられます。また、これらの外国人を雇用して不法に働かせた使用者は、不法就労助長罪として処罰されます。

## 相談機関

※横浜市の市外局番:045

◎横浜市多文化共生総合相談センター

西区みなとみらい1-1-1パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階  
公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)  
TEL 222-1209 / FAX 222-1187  
9:00~17:00 月~金曜日  
※土・日・祝日、12月29日~1月3日は休み

◎かながわ労働センター

中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階  
TEL 【中国語】662-1103 【ベトナム語】633-2030  
【スペイン語、ネパール語】662-1166  
13:00~16:00 第2木曜日、第1~4金曜日  
※祝日・休日・年末年始の閉庁日(12月29日から1月3日)を除く

◎外国人労働者相談コーナー

中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎8階 TEL 211-7351  
神奈川労働局労働基準部監督課 9:00~12:00/13:00~16:00  
【英語】第1・3月曜日・毎週金曜日、【ポルトガル語】毎週火曜日・第2・4金曜日  
【スペイン語】毎週月・火・木曜日、【ベトナム語】毎週水曜日、【タガログ語】毎週木曜日、  
【中国語】毎週水曜日・第1・3・5金曜日

◎外国人雇用サービスコーナー(ハローワーク横浜)

中区新港1丁目6番1号 TEL 663-8609(部門コード44#)  
9:00~12:00/13:00~16:00  
【英語】毎週月・木曜日、【中国語】毎週火・金曜日、【ポルトガル語】毎週水曜日、  
【スペイン語】毎週水曜日

## 外国人の就労に関する関係機関・相談先

- ☞ 東京出入国在留管理局横浜支局(48ページ)
- ☞ 上記相談機関参照